令和５年４月

放課後等デイサービス・児童発達支援

Kids Laboぽんて玉造

安全計画

**１　目　的**　　本事業所は、サービスを利用する児童の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や、送迎も含めた事業所外での活動、事業所における安全に関する事項、安全訓練や職員の研修等についての計画を以下のとおり策定する。

**２　安全点検に関すること**

**（１）施設・設備の安全点検**

　①設備・備品等については、定期的に安全点検を行う。（清掃、消毒は毎日２回）

　　１）毎日点検する箇所

　　　・床や壁、棚、ソファー、机、椅子、テーブルなど

（危険な物が落ちていないか、板などが裂けたり、釘が出たりしていないか、など）

　　　・児童が使用する器具、遊具、備品

　　　（壊れている部分はないか、ねじは緩んでいないか、など）

　　　・その他必要と考えられる箇所

　　２）週に１回以上点検する箇所

　　　・玄関、ドア、手洗い場、トイレ、サッシ、窓ガラス、カーテン、食器棚など

　　　（壊れているところはないか、割れたり裂けたりしているところはないか。）

　　３）月に1回以上点検する箇所

・消火器、避難経路など

　②送迎車については、毎日乗車前に点検を行う。

　　　・ブレーキ、エンジン、ドア、ミラー、窓ガラス、シートベルト、ウインカー、ライトなどは正常か。

　　　・タイヤはすり減っていないか。

　　　・車内に危険な物は落ちていないか。

　　　・変な音はしないか。煙が出ていないか。など

　　※異常を感じたら、使用を中止し、点検に出す。

**（２）送迎時の安全確保について**

　①送迎は、原則として運転手と添乗者の2名体制で行い、添乗者が携帯電話を所持する。

②打合せにおいて、その日の送迎車、利用児童、欠席児童、運転手、添乗者及び留意事　項を確認する。

③乗車時は、運転手と添乗者の２名で、予定の児童が乗車したか確認する。

④運転手は、乗車した児童名、時刻等を送迎記録簿に記録する。

⑤迎えの児童がいない場合は、園や学校の先生、いきいきの指導員に出欠の確認を行う。また、必要に応じて保護者に確認する。欠席の場合は、管理者に報告する。

⑥児童を無事に車に乗せた後、その旨を公式ライン又はSNSで保護者に連絡する。

⑦車内では、シートベルトを着用させ、常に児童の様子を観察したり、安全確保に配慮したりする。

⑧降車時は、添乗者又は運転手が車のドアを開けて、安全に気を付けながら児童を降車させ、事業所に連れて行く。

⑨降車後、運転手は、車に児童が残っていないかを確認する。

⑩退所時は、終わりの会で、送迎車、児童名、添乗者を確認する。

⑪前日までに送迎シフトを作り、保護者に送迎場所と予定時刻を知らせておく。欠席や変更により、送迎車を利用しない場合の確認も行っておく。

**（３）災害時の対応**

**【火災発生時の基本的対応】**

　①火災発生の発見者は、大声で周りに知らせる。

　②自衛消防隊長（管理者。不在の場合はそれに代わる者）は、職員に避難の指示を行う。

　③初期消火係と通報係は、直ちに行動に着手する。

　④避難誘導係は全員の児童を確認後、安全に避難場所に避難させる。

　（別室やトイレにいる児童がいないかも確認。）

　⑤各担当が自衛消防隊長に状況報告を行う。（職員、児童の点呼）

　⑥保護者や関係機関への連絡を行う。

**【地震発生時の基本的対応】**

　①地震速報アラームもしくは揺れを感じたら、全員に大声で知らせる。

　②児童を窓や棚などから離れさせ、安全な態勢を取らせる。

（テーブルの下にもぐる、硬い物などで頭部を守るなど）

　③ドア付近にいる者は、ドアを開放する。

　④揺れが収まるまでは動かない。

　⑤揺れが収まり次第、子どもの状況を把握する。

　⑥火元を確認し、出火していれば初期消火を行う。

　⑦電気のブレーカーを落とす。（電力会社が再送電した場合、ショートする危険性）

　⑧野外の確認を行い、建物から脱出し、安全な場所で待機する。

（建物倒壊や落下物に注意）

　⑨必要に応じて広域避難場所へ誘導避難する。（児童の状態を常に把握しながら）

　⑩津波の危険性があれば、あらかじめ決めていた避難場所に避難する。

**【保護者への連絡】**

　①保護者に連絡をとり、状況や対応を知らせる。

　②保護者と連絡がとれない場合を想定して、避難場所やＮＴＴ西日本の「災害用伝言　　サービス」（１７１）の利用について、事前に保護者に知らせておく。

**【組織等について】**

**(1)自衛消防組織**

　　①自衛消防隊長（防火管理者：管理者）

　　　避難指示の指揮を行う

　　②通報連絡係

　　　消防署への通報及び関係機関への連絡

　　③初期消火係

　　　消火器での初期消火

　　④避難誘導係

　　　児童を安全にかつ速やかに避難場所へ誘導する

**(2)通報手順**

　　①火事又は救急の伝達

　　②場所（住所及び目印となる物）

　　③状況（火災の場所及び消火状況及びケガ人、逃げ遅れの有無）

　　④電話番号及び連絡者

**(3)初期消火**

①消火器の容量によって噴射時間が決まっているため、的確な消火を行う

②消火器や水バケツで消火できるのは、天井に火が届く程度までである。

**(４)避難場所**

①第一次避難場所　施設外で安全を確保できる場所（玉造公園）

②収容避難場所　　収容できる場所（玉造幼稚園）

③広域避難場所 　近隣の学校や広場など（大阪城公園）

**【気象に関する警報発令時の対応】**

**①平日（学校登校日）の場合**

　・台風接近や暴風警報発令等により学校が「休校」の場合→「休所」とする。

　・同上により学校が下校時刻を早めた場合→「休所」とする。

　・デイ活動中において暴風警報または特別警報が発令された場合は、活動を中止し保護者に迎えに来てもらう。または、迎えに来るまで事業所に待機させて確実に保護者に引き渡す。

**②土曜日及び長期休業日の場合**

　・当日午前７時に対応の最終判断を行う。（状況によっては前日に判断する場合もある。）

|  |  |
| --- | --- |
| 気象警報等 | 基本的対応 |
| 午前７時現在で気象警報が発令されており（または午前中に発令される見込みが大きく）、昼過ぎまでに解除の見込みがない場合 | 一日休所 |
| 午前７時現在で気象警報が発令されており、昼過ぎまでに解除する見込みがある場合 | 午前休所午後開所ただし、通所は保護者の判断とする。 |
| 午前７時現在で気象警報が発令されており、午前９時頃までに解除する見込みがある場合 | 一日開所ただし、通所は保護者の判断とする。 |
| デイ活動中において気象警報が発令された場合 | 活動を中止し、保護者に迎えに来てもらう。迎えに来るまでは事業所で待機させ、確実に保護者に引き渡す。 |

※上記以外の緊急時の対応については、児童の安全確保を第一に判断して対応する。また、上記により安全確保が困難であると判断した場合は、この限りではない。

**（４）不審者侵入時の対応**

**【基本的対応】**

　　①保護者以外の訪問者がある場合、受付(窓口：管理者)を行い、訪問の目的を確認する。

　②不審者かどうかのチェックを行い、正当な理由が無い場合、退去を求める。

　　③退去に応じた場合でも、その後再び侵入する恐れがないか見届ける。

　④退去に応じない場合、不審者として対応する。

**【具体的対応】**

　　①無理に入ろうとしたり、暴力的な言動が見られたりした場合は、不審者として　　「１１０番」通報する。

　　②中に入ってきた場合は、事務室の奥に入れて隔離し、管理者が対応する。

　　③他の職員は、直ちに児童を不審者から遠ざけて守りながら外に避難させる。保護者がいた場合は、同様に避難させ、外での児童の安全確保への協力を求める。

　　④管理者が相手を説得している間、他の職員はビルの管理人等に事件発生を知らせる。

　　⑤管理者は、一定の距離を置きながら相手を落ち着かせ、暴力行為抑止と退去の説得を行う。相手が説得に応じず、身の危険を感じた場合は、管理者は児童が残っていないことを確認した上で敷地外に避難する。

　⑥対応については、命の安全を第一に行動する。

　　⑦警察に報告し、施設の周辺パトロールの強化を依頼する。

　　⑧事件については保護者や関係機関に報告する。また、児童の心のケアを行うとともに、同様の事件を防ぐ対策を強化し、その対策を保護者にも周知して理解を求める。

**（５）事故発生時の対応**

**【事故発生直後の基本的対応】**

**(1)応急手当**

　①近くの職員にすぐ知らせ、応援を依頼する。

　②けがの状態、顔色、心身の状況を把握する。

　③安楽な状態にして応急手当を行う。

・止血、消毒（アレルギーに注意）、患部を冷やす、エピペン注射など

**(2)生命にかかわる緊急事態の場合**

　①**反応の有無を確認**する。（大きな声で呼びかける。肩を軽くたたく。）

　②反応が無い、または不明の場合→ただちに**救急車を要請**し、**ＡＥＤを依頼**する。

　③**呼吸の有無を確認**する。

　④呼吸が無い、またはわからない場合→ただちに**心肺蘇生**を開始する。

**「強く・速く・絶え間なく！」**　胸骨を圧迫　１分間に100回

　⑤すぐに**ＡＥＤを装着**して、心電図解析を行う。

　　⑥救急車到着まで心肺蘇生を続ける。

　　※呼吸が無い場合→**気道を確保**し、３０回に２回の割合で**人工呼吸**を行う。

　　てんかん発作の場合

・状態を確認する（顔色、硬直、けいれん状態）。・転倒防止、頭部の保護を行う。

・吐瀉物誤嚥を防ぐため横向きに寝かせる。・様子を観察し、発作の時間を計る。

※発作中の禁止事項…身体をゆする、抱きしめる、たたく、大声をかける

　　熱中症の場合（意識がある場合）

・衣服を脱がせて、涼しい場所で寝かせる（体熱の放散を助ける）。

・氷のうを頚部、脇の下、太ももの付け根、股関節部に当てる。

・水分・塩分を与える。食塩水（水１ℓに１～２ｇの食塩）でもよい。

**(3)保護者への連絡**

・発生時状況、児童の様子や対応等について、可能な限り早く第一報を行う。

・保護者と相談し、迎えや協力医療機関での対応を行う。

**(4)その他**

・落ち着いて行動し、役割を分担して他の児童の不安を軽減するように努める。

・応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事後の対応について適宜メモを残しておき、一段落した時点で記録を整理する。

**【事故後の基本対応】**

①継続観察及び当該児童や他の児童への心のケア、保護者への誠実な対応

②状況の分析と対応の振り返り

③再発防止策の検討と実施　　④市や関係機関への報告　等

**（６）感染症対応マニュアル**

**【新型コロナ感染症】**

**(1)基本的事項（職員）**

　　①日頃から体調管理に努める。

　　②発熱など感染が疑われる場合は、出勤せずに医療機関を受診する。場合によってはPCR検査等を受ける。（管理者に報告）

　　③本人が感染者又は濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に従い、自宅等待機とする。家族などが感染者となった場合は、濃厚接触者でないことが確定するまでは自宅待機とする。

　　④本人が感染した場合は、医師の指示期間は自宅待機とする。

　　（特に指定がない場合は、発症後5日経過かつ解熱後2日経過後復帰可。）

**(2)勤務時**

　　①出勤したら手洗い（消毒）を行う。

　　②体温を測り、記録する。（発熱が見られたら、退勤し医療機関を受診する。）

　　③常にマスクを着用する。

　　④途中で体調が悪くなったら早めに管理者等に知らせ、状況に応じて早退し医療機関を受診するなどの対応を行う。

**（利用児童について）**

**(1)送迎時、来所時**

　　①送迎車で自宅や学校、園、いきいきなどに迎えに行く際は、添乗者が保護者や先生、指導員等に本人の様子や体調を確認する。気になる事項は来所後職員間で共有する。

　　②来所したら手洗い（消毒）、検温を行い、連絡帳に体温を記入する。

　　③連絡帳の記載事項を確認し、気になる事項は職員間で共有する。

**(2)活動時**

　　①常に児童の様子を観察し、体調を把握する。少しでも気になることがあれば周りの職員に知らせ、対応する。（場合によっては保護者に連絡し、早退させるなど）

②原則としてマスクを着用させる。ただし、運動時や自由遊びで体を動かす場合は、　　十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクを考えてマスクを外させる。（本人がマスク着用を希望する場合は着用も可とするが、状態を常に観察しておく。）

（参考）大阪市教育委員会の基準

・児童生徒は、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるため、すべての場面で児童生徒の間隔を2メートル程度確保すること。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用すること。

・児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、家庭用マスクの着用であれば認めることとし、児童生徒の状態の変化に注意を払うこと。児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2メートル程度確保し休憩させること。
・幼児児童生徒については、表情等を注意深く観察し、定期的に声掛けすること。なお、マスクの着用を希望する幼児児童生徒については、特に細心の注意を払うこと。

③各事業所の状況に応じて、できるだけ児童同士の間隔をとって活動させる。

**（日常の衛生管理について）**

　　①活動の合間や休憩時などは窓を開けて換気を行う。

　　②配置されている空気清浄器を運転させる。

　　③児童の退所後、施設内の清掃を行うとともに、トイレやドアノブ、ロッカー、靴箱等も含めて、児童や職員が触れた場所や器具、遊具などを消毒する。

**（その他の基本的対応）**

**(1)職員や利用児童が新型コロナ感染者または濃厚接触者となった場合**

　①保健所の指示に従い、本人はその期間自宅等待機とする。

　②感染者が出た場合は、管理者は保健所及び市福祉局障がい者施策部運営指導課に電話で報告を行い、指示に従って濃厚接触者の特定と施設内の消毒を徹底する。

　③濃厚接触者が特定されたら、その状況と対応について当該児童の保護者に電話等で伝える。

④事業所の開所または休所の判断については、保健所等の指示をもとに、小川代表とも相談して決定する。

⑤休所の場合は、事業所のすべての利用者（保護者）にその旨を伝えて理解を得る。

**(2)学校や園が休校（園）または学級閉鎖となった場合**

　　①その学校（園）の利用者は休校（園）期間中は自宅待機とする。

　　②休校（園）期間が明けたら、濃厚接触者でないことが確定できていれば（登校できるのであれば）通所可とする。

　　③学校（園）によっては、濃厚接触者の特定が終わり再開できる状況になっても、　　　自主的に休校（園）とする場合がある。その場合は、濃厚接触者でないことが確定できていれば通所可とする。

**【ノロウィルスへの基本的対応】**

**(1)便や吐瀉物の処理方法**

　　①基本的な考え方

　　・汚染を広げないことに注意する。

　　②用意するもの

・使い捨て手袋、マスク　・新聞紙、ペーパータオル　・使い捨てガウン（エプロン）

・200ppmと1000ppmに薄めた塩素系消毒液　・密閉できるビニール袋２枚以上

　　③手順

1) ビニール袋の口をあらかじめ広げておく。

2) 腕時計や指輪を外し、手袋・マスクを着用する。

3) 便や吐瀉物を新聞紙やペーパータオルで覆い、その上から塩素系消毒液をかけた

後、静かにふき取り、すでに広げておいたビニール袋に入れる

4) さらに、塩素系消毒液（200ppm）を浸したペーパータオルで、便や吐瀉物が付　　着した床壁を外から内に浸すようにふき取り、広めに消毒する。ふき取ったペー　パータオルはすぐにビニール袋に入れ、袋の口をしっかりしばる。

5) 4)のビニール袋をもう１枚のビニール袋に入れた後、裏返しながら脱いだ手袋も入れ、内 側をさわらないように口をしっかりしばって捨てる。

****6)最後にしっかりと手を洗い、消毒する。

　　④処理の際の留意点

　　・処理にあたる職員以外の人は、飛沫が発生するのですべて遠ざかる。

　　・ノロウィルスは乾燥すると部屋中に浮遊し、口に入って感染すること

　　があるので、処理はできるだけ迅速かつ確実に行うこと。

**(2)消毒液の作り方**

・ノロウィルスに対しては、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効。

・次亜塩素酸ナトリウムは、市販の「家庭用塩素系漂白剤（濃度約５％）」に含まれており、その漂白剤を使うと簡単に消毒液を作ることができる。

　　　→詳細は、別添の「ノロウィルスに注意しましょう」（大阪市保健所資料）を参照。

**(3)消毒液を取り扱う際の注意点**

・換気を十分に行う。

・皮膚に対して刺激作用があるので、ビニール手袋かゴム手袋を使用する。また、手　指や皮膚の消毒には使用しない。

・漂白作用があるので、色落ちが気になる衣類などには使用せず、ほかの方法（８５℃以上の熱水消毒など）で消毒する。

・金属を腐食させる性質があるため、金属に使用したときは念入りに水拭きをする。

・汚物など有機物が残っていると消毒効果が低下するため、汚物はあらかじめ除去した上で、消毒する。

・消毒液は、時間の経過とともに効果が落ちることがあるので、その都度使い切るよ　うにする。

**【インフルエンザへの基本的対応】**

**(1)基本的な予防策**

①流行期には人ごみを避け、マスクを着用する。

②熱のある人や咳をしている人には近づかない。

③帰宅時には手洗いとうがいを行う。

④室内の空気を清浄に保ち、適度な加温・加湿を行う。

⑤多くの人が直接手を触れる場所は、定期的に消毒する。

（ドアノブ、水道の蛇口、机、椅子、トイレ、食器、おもちゃ、運動器具等）

⑥規則正しい生活、栄養補給、十分な休息・睡眠をとる。

⑦従業者は、毎年流行期に入る前にインフルエンザワクチンを接種する。

→その他詳細は、別添の「インフルエンザを予防しよう！」（大阪市資料）を参照。

**(2)事業所での従業者の対応**

①各自感染防止対策を行う。（マスク、手洗い、うがい）

②インフルエンザにかかったら自宅療養とする。

（発症後５日、解熱後２日を経過するまで）

③症状が無くても、発症後１週間はウィルス排泄があるため、マスク着用、手洗い　を行う。

④利用者、職員のうち誰か１人でもインフルエンザにかかったら、原則として全員　マスクを着用する。保護者にも理解を求める。

**(3)その他留意すること**

①流行期には特に児童、職員とも健康観察を念入りに行う。

②少しでも具合が悪いときは、早めに病院を受診する。

③保護者や他の事業所、学校、関係機関と連絡を密にし、適切な対応を行う。

**(4)児童の体調不良時やインフルエンザ症状の場合の対応**

①発熱、鼻汁、咳、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、全体倦怠感など、インフルエンザの可能性がある場合は、隔離して横にさせ、熱を冷やしたり水分補給をこまめに行ったりする。

②保護者にすぐ連絡して受診をするよう伝え、迎えに来てもらう。

③当該児童の保護者には、受診の結果を知らせてもらうようお願いする。

④他の児童の手洗い、うがいを念入りに行わせる。

⑤他の児童の保護者にも確実に伝え、手洗い・うがい、様子見をお願いする。

⑥関係場所の消毒を行う。

⑦その他体調不良の児童がいた場合、翌日に保護者に電話を入れ、様子や経過を尋　ねる。

**(5)保護者との事前確認事項**

①児童の体調不良時やノロウィルス、インフルエンザ等にかかったときの対応法。

②利用児童が学校を休んだり早退したりした場合は、Kids Laboぽんて玉造への通所も休みとすること（事業所にも連絡すること）。

③他の通所児童が感染症にかかった場合の留意点。

**（７）避難訓練計画**

**①ねらい**

　　火災発生を想定した訓練を実施することで、万一火災が発生したときに職員と児童がそれぞれ適切な行動をとり、大切な命を守ることができるようにする。

**②参加者**

　　職員及び利用児童

**③方　法**

**(1)児童への事前指導（担当：渡邊）**

①避難訓練の目的…命を守るために行うこと、火事を想定して玄関の外まで避難すること

②「『おかしも』はかじのおやくそく」

**(2)避難訓練**

1. 火災発見（担当：渡邊）

・担当が台所の出火を発見し、事務室の管理者に伝える。

③通報訓練（担当：管理者）

・119番通報の想定訓練を行う。

②現場確認及び避難指示（担当：管理者）

・管理者が現場を確認し、職員に避難誘導を指示する。

・担当に初期消火を指示する。

③初期消火（担当：太田）

・消火器で初期消火を行う

（操作のみ）

③避難誘導

（担当：渡邊・藤田・藤原）

・児童全員の所在を確認した後、避難場所の東平南公園まで避難誘導を行う。（雨天時はビル玄関まで）

④安全確認後、報告（各担当→管理者）

**(3)事後指導（担当：戸叶）**

①訓練の振り返り

　・「お・か・し・も」を守ることはできたか。（簡潔に）

**(4)係分担**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通報訓練・書類持ち出し・計時 | 管理者 | 事前・事後指導 | 管理者 |
| 避難誘導 | 児童指導員等 | 初期消火 | 児童指導員 |

**(5)その他**

　・実際の火災の場合は、関係機関や保護者への連絡を行う。（今回は想定のみ）

**（８）職員の研修**

　安全に関する以下の内容について、計画的に職員研修を実施する。

　①「安全計画」についての共通理解

　②日常の安全点検の方法

　③送迎時の点検及び安全確保について

　④事故発生時の対応について

　⑤災害時の対応及び避難訓練事前研修

　⑥感染症予防対策及び発生時の対応について

　⑦不審者侵入時の対応について